

2-27-2

本保陣屋は、越前国内の幕府直轄領を支配していた役所で、幕末には丹生郡や今立郡、大野郡などの175か村余、約50,000石を統治していた。享保6年（1721）に初めてこの地に設けられ、一時廃止されたが、延享元年（1744）に再び設置された。その後、明和4年（1767）に飛騨高山郡代の支配下におかれ、明治まで存続した。

明治2年（1869）に本保県が成立すると、旧陣屋が県庁に当てられ、一部の建物を改修したり、新築して明治4年7月に開庁した。しかし、4か月後の11月に本保県は廃止され、明治6年頃までに、旧陣屋の建物はすべて取り払われた。

この図は、天明元年（1780）から寛政元年（1789）頃の「本保陣屋絵図」（本保区有文書）に基づいて、江戸時代の本保陣屋の建物の様子を復元したものである。

周囲に幅4尺ほどの惣堀^{そうぼり}が廻り、土塀に囲まれた敷地は、東西約42間、南北方向は西辺が約40間、東辺が約28間で、広さは1,500坪余であった。

中央に玄関や西座敷、台所、白洲^{しらす}（裁判）などからなる「御本陣御用場」があり、正面東側の細長い建物は、正門を備えた「御門長屋」である。「北長屋」や「西長屋」は役人たちの住居と考えられ、ほかに土蔵や小屋、稲荷社などの建物もみられる。これらの建物は、延享の再営時の記録である「御陣屋御普請諸入用勘定目録」（本保区有文書）にみられる。いずれも茅葺きの建物であったと思われる。

なお、「御本陣御用場」の玄関と台所部分は、それぞれ渡辺国重家（鯖江市上氏家町）と中出俊臣家（武生市広瀬町）に移され、現在も残っている。

（福井工業大学・吉田純一）